

最高裁判所（第三小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号 各所得税更正処分等取消請求上告受理
申立て事件

国側当事者・国

平成21年6月2日不受理・確定

（第一審・東京地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、同第●●号、平成●●年（〇〇）第●●
号、平成●●年（〇〇）第●●号、平成18年2月16日判決、本資料256号－58・順号1031
8）

（控訴審・東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成19年4月25日判決、本資料25
7号－93・順号10702）

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	鳥飼 重和ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	武藤 政男

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められな
い。

平成21年6月2日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 堀籠 幸男

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

裁判官 近藤 崇晴